

第6次 魚津市行財政改革大綱 (案)

(令和2年度～令和6年度)

(令和2年3月)

魚 津 市

目 次

第 1 章	行財政改革の必要性	1
1	はじめに	1
2	これまでの行財政改革の取組み	1
3	魚津市を取り巻く環境の変化と課題	5
第 2 章	第 6 次行財政改革大綱の位置付け	8
第 3 章	計画期間	9
第 4 章	基本方針と行財政改革の具体的取組み	9
1	名称	9
2	基本方針	10
3	重点項目と具体的取組み	13
第 5 章	行財政改革の推進体制と進行管理	
<参考：用語説明>		

第1章 行財政改革の必要性

1 はじめに

本市では、市民サービスの向上や行財政経営の健全化等を目指し、平成8年度に第1次行政改革大綱に取り組んで以降、積極的に行財政改革に取り組んできました。

しかしながら、本市の財政運営は、市税・交付税等の歳入が毎年110億円前後で推移している一方、社会保障関係経費の増大や豪雪への対応等による影響で歳出は増加しており、平成28年度以降、毎年5億円程度の基金の取崩しを行う厳しい状況となっています。

さらに、社会情勢の変化について、そのスピードは一層加速しており、多様化する課題に対して、機動的な対応ができる体制の整備が急務となっています。

行財政改革の目的は、健全な財政基盤を確立し、行政サービスの向上及び市民協働のまちづくりを進めることで、市の発展や市民生活の充実を実現することにあります。今後とも、市民の理解と協力を得ながら行財政改革を推進し、取組みを加速していきます。

2 これまでの行財政改革の取組み

行財政改革は一過性のものではなく、継続的に取り組むべき課題であり、これまで毎年度、実績や進捗状況等を検証しながら推進してきました。

H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
第1次行政改革大綱				第2次行政改革大綱				第3次行政改革大綱					
								第3次行政改革大綱（改訂）					
								行政改革集中改革プラン					
								財政健全化計画					
						定員適正化計画							

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
第4次行政改革大綱					第5次行政改革大綱				
行政改革集中プラン					行政改革集中プラン				
財政運営計画					公共施設再編方針				
定員管理計画					定員管理計画				

平成27年度から令和元年度までを計画期間とする第5次行政改革大綱では、5つの重点項目を定め、行政改革を推進してきました。その取組み状況と課題について、以下のとおり整理します。

◆1 行政サービスの向上

市民サービスの充実、利便性の向上を図るべく、窓口サービスの改善、市税等の納付しやすい環境整備の推進、情報発信力の強化等に取り組み、図書館での住民票等証明書発行窓口の開設や、税務課窓口での市税口座振替納付手続き受付を開始しました。今後は、市民意識調査の見直しや、タウンミーティングの開催方法の検討等、市民ニーズの的確な把握などに引き続き取り組んでいく必要があります。

◆2 市民との協働による行政の推進

民間手法を活かしたサービス水準の向上及び行政コストの削減を目指し、民間活力の積極的な活用や、PFI^{※1} や指定管理者制度^{※2} などの公民連携手法の比較検討に取り組みました。今後は、窓口業務等に外部委託を取り入れるなど、さらなる民間手法の活用に取り組んでいく必要があります。

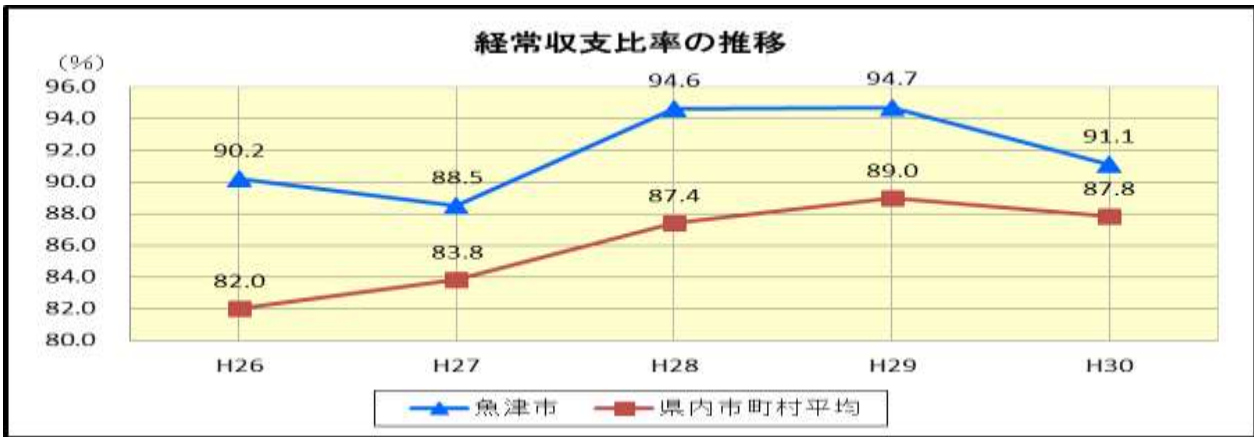
このほか、平成24年からまちづくりフォーラム^{※3} を毎年開催し、市民参画・協働意識の高揚を図りました。現在、市内全地区において、各地域の将来像や方向性を定める、まちづくり計画の策定に取り組んでいます。

◆3 自主的・自律的な財政運営の推進

厳しい財政状況のなか、継続的かつ安定的な行政サービスを提供するため、公債費負担の適正化や自主財源の確保等に取り組みました。実質公債費比率については、数値目標を上回ったものの、県内市町村平均を下回っており、財政調整基金残高については、豪雪による影響等で基金の取り崩しが多く、ほとんど積み立てができませんでした。今後は、財政健全化計画に基づき、歳入増加、歳出削減に向けて全庁一丸となって取り組む必要があります。

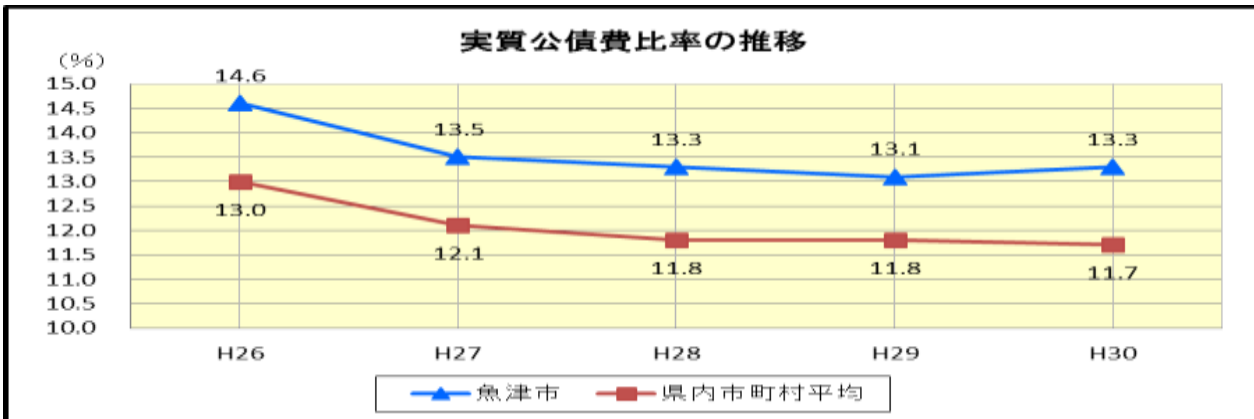
公共施設については、国土交通省による地域プラットフォーム^{※4} 形成支援を活用し、施設運営の課題解決に取り組んでいます。今後、公共施設再編方針に基づき、施設の廃止・集約・複合化を進めるとともに、維持していく施設については、改修や修繕等に係る中長期的な計画となる、長寿命化計画を策定し、計画的な投資を推進していく必要があります。

【魚津市における主要な財政指標の推移】



＜経常収支比率＞

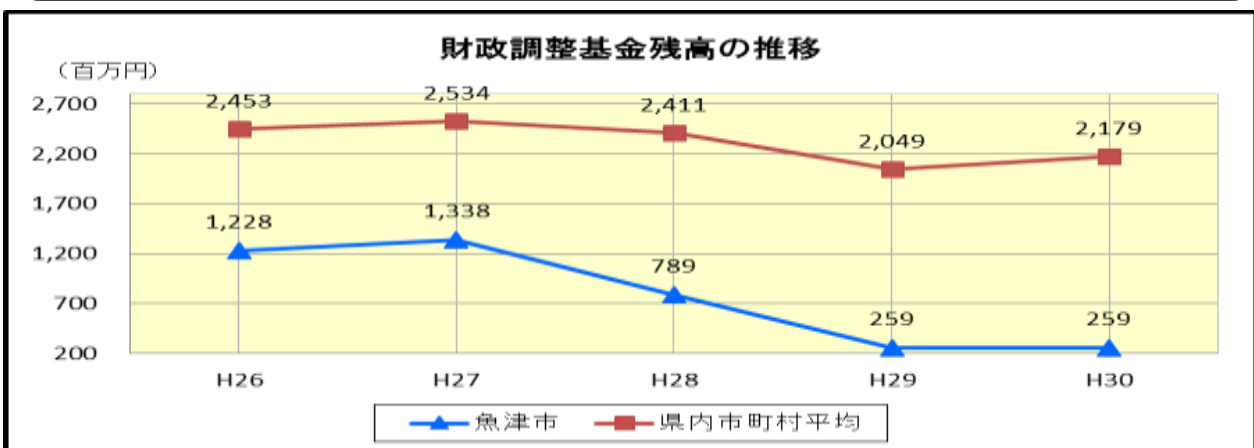
地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するために用いられる指標。人件費・物件費・扶助費・公債費など毎年経常的に支出される経費（経常的経費）に対して充当される、地方税や地方交付税といった毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）の割合。80%を超えると財政的に余裕がなくなりつつあるとされている。



＜実質公債費比率＞

一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づき、地方公共団体が公表することとされた健全化判断比率のうちのひとつ。

- ・早期健全化基準＝25.0%
- ・財政再生基準＝35.0%



＜財政調整基金＞

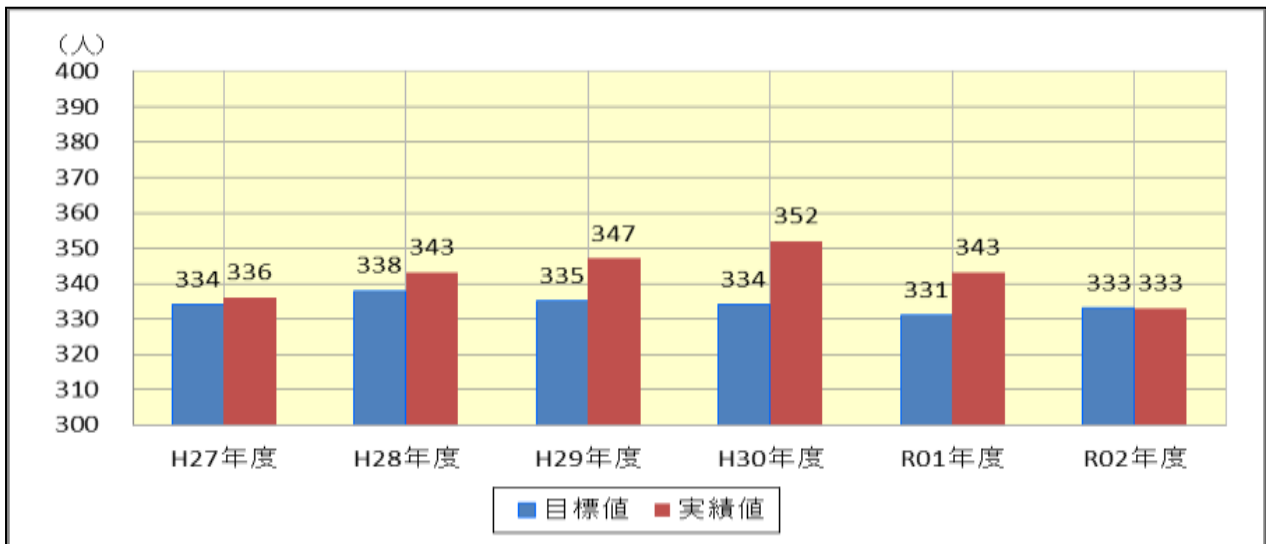
年度によって生じる財源の不均衡を調整するために、財源に余裕がある年度に積み立てておくもので、地方公共団体の貯金のこと。

◆4 定員管理と資質の向上

平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする「魚津市定員管理計画」を作成し、適正な定員管理に努めました。令和元年度当初における本市職員数を331人以下とする目標を掲げ（※平成26年度当初実績343人）、定員管理を進めましたが、人口減少対策及び移住定住促進の取組による組織体制の見直しや、保育時間の延長に対応するため、保育士の採用を増やした影響により、平成28年度から一時増加傾向に転じ、平成31年4月1日の職員数は343人（※富山県東部消防組合への派遣職員を含む。）となりました。

今後、定員管理計画を実施していくうえで、民間委託等の推進や、再任用職員及び会計年度任用職員の活用により職員数減員に対応するとともに、職員一人ひとりの職務遂行能力の向上により、安定した行政サービスを提供できるよう努めます。

【魚津市における職員数の目標値と実績値（毎年度4月1日時点）】



◆5 行政経営システムの改善

多様化・複雑化した課題に対して迅速かつ的確な対応ができるよう、庁内横断的に連絡調整を行い、部局の枠組みにとらわれない柔軟な執行体制の実現に向けた取組を進めました。

全庁的な取組が求められる人口減少・定住対策については、平成30年度より定住応援室を設置し、関係課との連携により移住定住手続きのワンストップ化を実現しました。令和元年度からは、商工振興室、公共施設再編室を設置し、組織体制の見直し・強化を図っています。今後も行政需要を見極め、スムーズな執行体制を構築することが必要です。

また、目的と成果を重視したマネジメントの確立に向け、総合計画^{※5}の進行管理・予算編成・行政評価^{※6}が連動した行政経営システムの推進についても見直しを行う必要があります。

2 魚津市を取り巻く環境の変化と課題

◆ 1 人口減少と少子高齢化の進行による影響

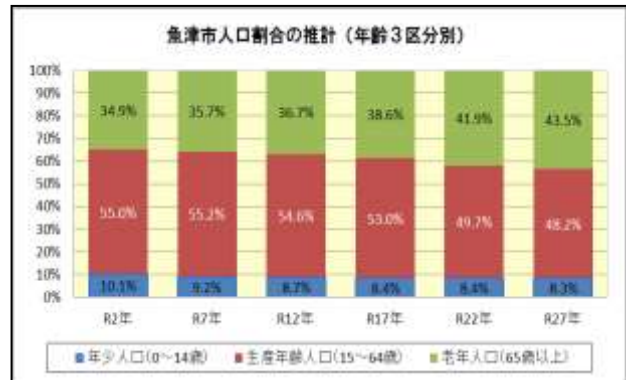
全国的に人口減少・少子高齢化を迎えている中、本市においても、昭和60年以降、出生率の低下などの影響により人口減少が続いている状況にあり、令和27年の推計人口は3万人を割り込むことが予測されています。

人口構造としては、年少人口（15歳未満）が約1,700人、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が約8,600人それぞれ減少し、高齢化率は43.5%に達することが予測されています。

人口減少、特に生産年齢人口の減少による市税収入の落ち込みや、高齢化の進行による医療や介護などの社会保障費の増加が見込まれることから、中長期的に市の財政への大きな影響が懸念されます。

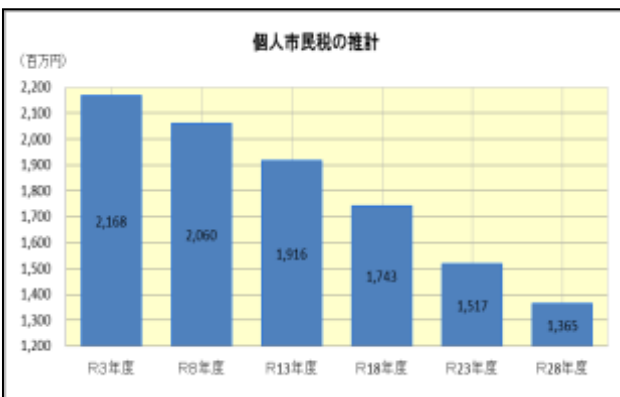
こうしたことから、人口減少・少子高齢化という社会の変化に適応した行財政経営の転換が求められています。

【魚津市における人口の推計】



(出典：国立社会保障・人口問題研究所「市町村別将来推計人口」)

【市税収入（個人市民税）の推計】



<個人市民税の推計>
 生産年齢人口の影響を受けやすい個人市民税について推計した。
 個人市民税は、前年中の所得に応じて課税されることから、人口推計で示した各年の生産年齢人口に基づき、その翌年度の個人市民税を試算した。

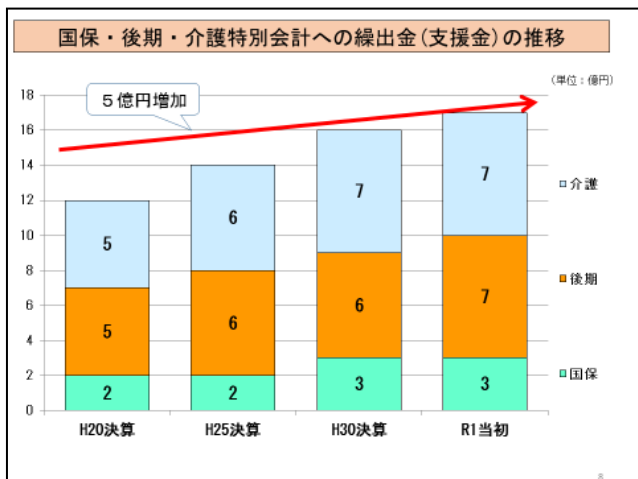
◆2 財政硬直化の進行と公共施設の最適化

市税収入が低迷する一方、社会保障費や公共施設の維持管理費等の経常支出が伸びる中で、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は近年悪化傾向にあり、平成30年度決算において91.1%となるなど、財政の硬直化が進行しています。

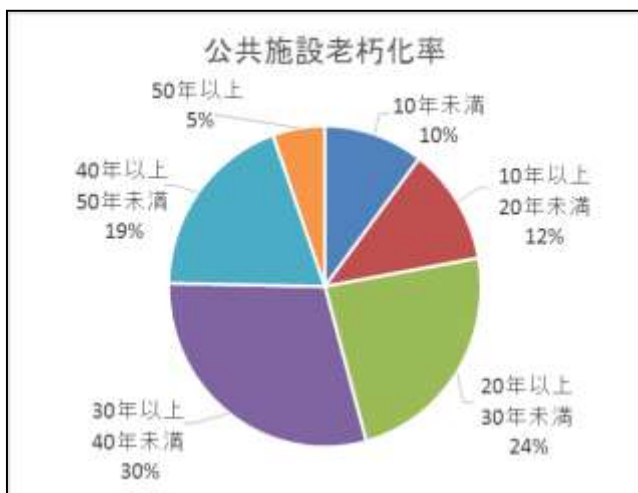
市民サービスの極端な低下を回避するため、市の貯金である財政調整基金の取り崩しにより財源不足を補ってきましたが、基金残高が減少する中、今後もこのような財政運営を続けていくことには限界があります。

これまでのように、保有するすべての公共施設を維持管理・更新していくことが困難な中、安心安全な公有財産を将来世代に引き継ぎ、次世代に大きな負担を残さないためにも、人口減少・少子高齢化に適応した集約的な構造への転換を図るとともに、公有財産の利用需要の変化を的確に捉え、質と量、コストを最適化することが急務となっています。

【社会保障費と公共施設改修費等の増大】



＜国保・後期・介護特別会計への繰出金の推移＞
 社会保障費への一般会計からの繰出金(支援金)の推移について、平成20年決算から、少しずつ増加しており、10年間で5億円の増となった。近隣市と比較しても高齢化は進行しており、人口一人当たりの市民負担も多い。



＜公共施設老朽化率＞
 各施設の建築年数及び延べ床面積構成比により、老朽化率を算出した。建築年数30年以上の施設が全体の50%以上を占めており、今後修繕・改修等の維持管理費が高額となることが見込まれる。

◆3 複雑・多様化する地域課題と市民ニーズへの対応

人口減少と少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少は、地域コミュニティの機能低下のほか、地域経済や産業基盤の脆弱化をもたらし、地域活力の低下に影響を及ぼすことが懸念されます。

そのため、行政、市民、地域振興会などの地域コミュニティ組織、NPO、民間企業など多様な担い手が連携して、持続可能な協働のまちづくりを推進する必要があります。

また、価値観や生活様式の変化・多様化に伴い、行政サービスに関する市民ニーズも複雑・多様化しており、市民ニーズを的確に把握し、適切な対応を行う必要があります。

◆4 行政組織の最適化・活性化

本市では、執行体制の見直しや組織の改廃・新設を行い、各部門における権限と責任を明確化・専門化することにより、迅速かつ的確な対応を図れるよう、取組を続けてきました。今後も組織の合理化、職員の適正配置等に努めるとともに、複雑多様化する行政課題に対応するため、職員個人のスキルアップはもとより、それぞれがより充実した生活を送り、成長しながら働くことができる環境づくりが重要です。

また、職員一人ひとりが、全庁横断的な視点を持って、改革の当事者として主体的に課題解決に取り組むよう、意識改革を進める必要があります。

◆5 ICT社会への対応

ICTネットワークの急速な発達により、大量のデータ間における関係性などを分析することで新たな価値を生む「ビッグデータ^{※7}」や「オープンデータ^{※8}」の活用、様々なモノをネットワークに接続する「IoT^{※9}」、データをネットワーク上のサーバー群におく「クラウドコンピューティング^{※10}」等、日々新たな技術やサービスが生まれ、市民の暮らしや企業の活動に大きな影響を与えています。限られた人材の中で最大限の効果を発揮するため、これらのICT技術を活用し、業務効率化や生産性の向上、住民の利便性が向上するような取組が求められています。

第2章 大綱の位置付け

「魚津市第4次総合計画第10次基本計画」（平成28年度～令和2年度）は、総合的・体系的に本市の進むべき方向性を示す最上位の計画として位置付けているところですが、その総合計画における施策のひとつとして「計画的で効率的な行財政経営の推進」を掲げており、その中で行財政改革を推進していくこととしています。

この施策を推進することにより、サービスの質に配慮した効率的で効果的な行財政経営を推進していくことを目標としています。

本市における将来都市像の実現のため、今後さらに行財政改革の取組を強力に推進していかねばなりません。

本大綱は、総合計画の着実な推進を図るため、市民と行政との協働を基本として、計画的に行財政改革に取り組むための指針として位置付けるものです。

第3章 計画期間

本大綱の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間としますが、令和3年度から第5次総合計画の前期計画（第11次基本計画）がスタートすることから、その内容を踏まえ、必要に応じて改訂を行うこととします。

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
第5次行政改革大綱					<u>第6次行財政改革大綱</u>				
第10次基本計画					第11次基本計画				

第4章 基本方針と行財政改革の具体的取組み

1 名称

◆ 魚津市行財政改革大綱

第1章「行財政改革の必要性」のとおり、人口減少・少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少による税収減、医療、福祉等の社会保障関連経費の増加、行政課題の複雑多様化等、本市を取り巻く環境は、日々刻々と変化を続けています。

特に、大幅な収支不足が見込まれる本市の厳しい財政状況を全職員と市民が共有し、ともに改革を進める必要があることから、「行財政改革」として取組をさらに強化していくため、名称を「魚津市行財政改革大綱」としました。

第6次魚津市行財政改革大綱では、大綱の「基本方針」、基本方針を踏まえた改革の「重点項目」、重点項目を実現するための「取組項目」を体系付けて定め、行財政改革を推進していくこととします。

2 基本方針

行政サービスの「質」の改革を継続するとともに、基金の積み立てや公共施設の再編整備等、「量」の最適化を行うことで、行政組織の最適化と財政運営の健全化を達成し、市民の視点に立った質の高い行政サービスの提供するため、次の基本方針を掲げ、スピード感を持って改革を進めます。

◆ 将来にわたり持続可能な自治体運営の実現

多様化・高度化する市民ニーズを的確に把握し、それらのニーズに応えられる簡素で質の高い行政サービスを提供することで、市民満足度の向上を図るとともに、市民・地域団体・事業者と行政が、適切な役割分担と相互の連携による市民協働のまちづくりを推進します。

また、厳しい財政状況下においても、真に必要な行政サービスを確実に実行するとともに、近年頻発する地震・豪雨・豪雪等の災害による突発的な歳出や、景気後退による歳入の急減に備えた基金の積み立てを行い、中長期的な視点をもって健全な財政基盤を確立します。

さらに、公共施設マネジメントを併せて取り組むことにより、施設の長寿命化や公有財産の有効活用を図り、将来にわたって持続可能な自治体運営を実現します。

3 重点項目と具体的取組み

第6次行財政改革大綱では、基本方針を踏まえながら行財政改革を推進していくため、3つの重点項目を定めることとします。また、それぞれの重点項目における具体的な取組みも併せて定めます。

① 新たな課題やニーズに対応できる行政運営

ア 市民満足度と利便性の向上

市民の利便性向上に向けて、窓口での各種手続きにおける申請方法の拡大や、待ち時間の短縮、添付書類の削減等に取り組みます。また、広報やホームページをはじめ、様々な手法を通じて市民が市の情報を把握できるよう、適時・的確な情報提供を分かりやすく行い、情報の共有化を図ります。

イ 業務効率化と生産性の向上

各種業務へのICT活用を積極的に推進することで、市民サービスの向上や生産性の向上を図ります。また、総職員数の抑制を図りながら、事務事業を効果的に実施するため、事務の種類や性質により、再任用職員、会計年度任用職員、任期付職員など多様な人材活用を進めます。同時に、長時間勤務の是正や職員のワークライフバランスを推進するため、働き方改革を推進し、業務の見直しや効率化につなげます。

② 健全な財政基盤の確立

ア 基金繰入に頼らない財政運営

将来の財政負担を考慮した計画的な財政運営により、限りある財源の効果的かつ効率的な活用と歳出の合理化を徹底します。また、民営化・民間委託・指定管理者制度の導入等、アウトソーシングを推進し、民間のノウハウや手法を活かしたサービスの向上とコストの縮減を図り、自主的・安定的な財政運営を実現します。

イ 災害等に備えた基金残高の確保

「魚津市財政健全化計画」に基づき、財源不足解消に向けた取組みを加速させると同時に、近年頻発する地震・豪雨・豪雪などの災害による突発的な歳出に対応するため、決算剰余金等を活用し、財政調整基金の積立を行います。

③ 公共施設マネジメントの推進

ア 公共施設の総量抑制

「魚津市公共施設再編方針」に基づき、市民にとって真に必要な公共施設の量を確保し、適切かつ質の高い行政サービスを提供すると同時に、将来世代に大きな負担を残さないよう、施設の総量をコントロールしながら縮減を図ります。

イ 公有財産の有効活用・適正管理

各施設の長寿命化計画等の策定に取り組み、計画的な投資に努めます。また、公有財産の管理運営や、廃止となった施設の跡地について、PPP・PFI手法の導入による民間事業者の技術能力等の活用を検討するとともに、行政財産としての目的を失ったもの、将来的な利活用計画が定められていない財産等については、売却・貸付け等の有効活用を推進します。

【第6次行財政改革大綱の体系】

第6次行財政改革大綱		
基本方針	重点項目	取組項目
将来にわたり持続可能な自治体運営の実現	1 新たな課題やニーズに対応できる行政運営	ア 市民満足度と利便性の向上
		イ 業務効率化と生産性の向上
	2 健全な財政基盤の確立	ア 基金繰入に頼らない財政運営
		イ 災害等に備えた基金残高の確保
	3 公共施設マネジメントの推進	ア 公共施設の総量抑制
		イ 公有財産の有効活用・適正管理

第5章 行財政改革の推進体制と進行管理

第6次行財政改革大綱を推進していくにあたっては、庁内組織として構成する「魚津市行財政改革推進協議会」を中心に、民間有識者や市民の代表から構成される「魚津市行財政改革推進委員会」及び市議会から意見等をいただきながら、PDCAサイクルによる進行管理を徹底し、全庁的体制で行財政改革に取り組んでいきます。

◆ 1 行財政改革集中プラン

第6次行財政改革大綱の基本方針や重点項目の内容を踏まえ、着実に行財政改革を推進するため、令和2年度から令和6年度までを計画期間として作成する「魚津市行財政改革集中プラン」において具体的な数値目標を設定することとし、毎年度その進捗状況を調査・点検していきます。

◆ 2 行財政改革推進協議会

庁内組織である「魚津市行財政改革推進協議会」において、毎年度、行財政改革大綱及び行財政改革集中プランの進捗状況を調査・点検し、改革目標達成に向けて、PDCAサイクルによる進行管理を徹底します。

◆ 3 行財政改革推進委員会

行財政改革の進捗状況を、民間有識者等の委員で構成される「魚津市行財政改革推進委員会」に定期的に報告し、市民の立場からの行財政改革に関する意見等を伺いながら、市政運営に反映させていくよう取り組みます。

◆ 4 情報公開

行財政改革の進捗状況については、市広報やホームページ等を通じて広く市民への公表を積極的に行うとともに、市民ニーズ等の把握に努め、行財政改革における市民との協働と連携強化を図ります。

<参考：用語説明>

※1 PFI（P. 2）

プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略で、公共施設の設計・建設・維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

※2 指定管理者制度（P. 2）

平成15年6月の地方自治法改正により創設された、公の施設の管理運営に関する制度。これまでの公の施設の管理委託先は、市が出資する法人や公共的団体に限定されていたが、この制度により、民間事業者や特定非営利活動法人などの団体も含めて選考することが可能となった。

※3 まちづくりフォーラム（P. 2）

市民の自治意識の醸成を図るための市民研修として、平成24年から毎年開催している。平成30年度フォーラムの参加者数は、約190人。

※4 地域プラットフォーム（P. 2）

地域の企業、金融機関、自治体等が集まり、PPP・PFI事業のノウハウ取得と案件形成能力の向上を図ることを目的とした取組。

※5 総合計画（P. 4）

地方自治法第2条第4項の規定に基づいて作成する市政運営の基本となる計画。中・長期的な展望の下で、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針となるものであり、現在、魚津市では第4次魚津市総合計画第10次基本計画に基づき、市政運営が行われている。

※6 行政評価（P. 4）

一般的には、「行政活動を一定の基準・視点に従って評価し、その結果を改善に結び付ける手法」と定義されている。行政活動は、「政策－施策－事務事業」という3つの体系に分類され、政策に対する評価を「政策評価」、施策に対する評価を「施策評価」、事務事業に対する評価を「事務事業評価」と整理している。現在、魚津市では、施策評価と事務事業評価に取り組んでいる。

※7 ビッグデータ（P. 7）

スマートフォンやインターネットを通じた位置情報・行動履歴や、ウェブページやテレビの閲覧・視聴に関する情報などから得られる膨大なデータ。データの分析により、商品開発や顧客ニーズの予測等、活用方法が広まっている。

※8 オープンデータ（P. 7）

インターネットなどを通じて、だれでも自由に入手し、利用・再配布できるデータの総称。一般に政府・自治体・研究機関・企業などが公開する統計資料・文献資料・科学的研究資料を指し、図画や動画などのデジタルコンテンツも含む。

※9 IoT（P. 7）

「Internet of Things」の略称。テレビやエアコン等の電子機器がインターネットに繋がることにより、それらが相互通信し、遠隔からも計測・制御などが可能となる。

※10 クラウドコンピューティング（P. 7）

コンピュータの機能や処理能力、ソフトウェア、データなどを、インターネットなどの通信ネットワークを通じてサービスとして呼び出して遠隔から利用すること。自治体間で共通する業務について、共同でクラウドサービスを構築して共用する自治体クラウド等に活用される。